

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税賦課事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いわき市は、軽自動車税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

いわき市長

公表日

令和5年2月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税賦課事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告の受付を行う。</p> <p>①軽自動車等に関しては福島県軽自動車協会、軽OSSで申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に関しては東北運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>③原動機付自転車・小型特殊自動車等に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>III 減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>IV:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>
③システムの名称	ホスト(軽自動車システム)

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第一の16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二の27の項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	情報公開センター【総務部総務課】 〒970-8686 いわき市平字梅本21 他、各支所等にある情報公開コーナーにより請求を受付
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	いわき市財政部市民税課 970-8686 いわき市平字梅本21番地
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検	[O] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月12日	I 5 ②所属長の役職名	市民税課長 水谷 勇一	市民税課長	事後	
令和3年6月30日	I 1 ②事務の概要	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告の受付を行う。</p> <p>①軽自動車等に関しては福島県軽自動車協会で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②二輪の小型自動車に関しては東北運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>③原動機付自転車・小型特殊自動車等に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>III 減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>IV:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなつた場合に申告の受付を行う。</p> <p>①軽自動車等に関しては福島県軽自動車協会で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に関しては東北運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>③原動機付自転車・小型特殊自動車等に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>III 減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>IV:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>	事後	
令和3年6月30日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号利用法第9条第1項 別表第一の16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和3年9月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項	番号利用法第19条第8号 別表第二の27の項	事後	
令和5年2月1日	I 1 ②事務の概要	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなかつた場合に申告の受付を行う。</p> <p>①軽自動車等に関しては福島県軽自動車協会で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に関しては東北運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>③原動機付自転車・小型特殊自動車等に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>III 減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>IV:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>	<p>軽自動車税は、賦課期日(4月1日)時点において、本市内に軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行うものである。</p> <p>また、その管理に当たっては、以下の事務により行うものである。</p> <p>I 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなつた場合に申告の受付を行う。</p> <p>①軽自動車等に関しては福島県軽自動車協会、豊OSSで申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>②二輪の軽自動車、二輪の小型自動車に関しては東北運輸支局で申告を受け付けし、本市へ回送される。</p> <p>③原動機付自転車・小型特殊自動車等に関するものは、本市で申告を受け付ける。</p> <p>II 申告された内容を基に課税し納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>III 減免事由に該当する場合は減免申請書を受け付け、減免を行う。</p> <p>IV:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)別表第二に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。</p>	事後	
令和5年2月1日	I 4 ②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号 別表第二の27の項	【情報照会の根拠】 番号利用法第19条第8号 別表第二の27の項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人數 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者數 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	